

保護者の皆様
里親の皆様

社会福祉法人 中心会
理事長 浦野 正男
相模原南児童ホーム
所長 曾我 幸央

交流制限の緩和について (外出や一時帰宅の再開)

本年9月30日(木)に緊急事態宣言が解除されて以降、10月9日(土)から面会の再開をさせて頂きました。

そして現在、相模原市内では10月15日～11月7日の新たな感染者数が1日平均約1人に減り、感染予防に大きな効果があるワクチンの2回目接種完了率は、全国や相模原市では70%以上に達しました。相模原南児童ホームでは、入所児童・職員合わせて11月半ばに95%に達します。

以上の状況を踏まえて、交流制限を更に緩和し、11月20日(土)以降、下記の条件の下で、外出や一時帰宅を再開させて頂くこととします。

なお、今後再び、感染症の拡大が危ぶまれるようであれば改めて交流制限を行なうこともありますので、あらかじめご了承下さい。

これまでのご協力に深く感謝申し上げますと共に、今後も入所児童の安全のためにご協力下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 外出や一時帰宅の絶対条件

保護者様・里親様のワクチン接種の有無にかかわらず、保護者様・里親様ご自身はもとより、同居されているどなたかが次の①～⑦のいずれかに該当する場合は、外出も一時帰宅も実施できません。(面会も含む)

次の①～⑦がクリアーされていることが絶対条件です。

①	過去72時間以内に、37.0℃以上の発熱、せき、息苦しさ、のどの痛み、身体のだるさ、味の感じにくさ、においの感じにくさ、その他、感染が疑われる症状があった。
	又は、これらの症状を緩和するために、過去72時間以内に解熱剤その他の医薬を服用したことがあった。
②	新型コロナウイルスに感染している。
	又は、新型コロナウイルスに感染している人と、過去14日以内に接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。

	新型コロナウイルスの検査を受ける予定がある。
③	又は、検査を受ける予定がある人と、過去14日以内に接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。
	過去14日以内に新型コロナウイルスの感染者が発生した職場、学校、施設等に所属している。
④	又は、これらに所属している人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。
	新型コロナウイルスの感染者が発生した、過去14日以内のパーティー、コンサート、その他のイベントや会合等に参加した。
⑤	又は、これらに参加した人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。
	過去14日以内に新型コロナウイルスの感染者が発生した各種の店舗、施設等に立ち入った。
⑥	又は、これらに立ち入った人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。
	過去14日以内に海外から帰国(入国)した。
⑦	又は、過去14日以内に海外から帰国(入国)した人と接触した(3メートル以内に3分以上一緒にいた)ことに心当たりがある。

2. 外出や一時帰宅の頻度

これまでの児童相談所・施設との取り決めの通りに実施します。

3. 予 約

コロナ禍前と同様、余裕を持ってご予約下さい。

4. 注意事項

(1) 外出の際は3密(密閉、密集、密接)を避ける、不織布マスクの正しい着用、咳エチケットなどの感染予防行動を徹底下さい。

必要があれば携帯用の手指消毒液をお貸ししますので、こまめに手指消毒をお願いします。

(2) 外出や一時帰宅後2週間以内に保護者様・里親様や関わった方の体調に異変(発熱や咳、喉の痛みなど感染症の疑いがある症状)があった場合は、速やかに相模原南児童ホームにご連絡下さい。

(3) 相模原市教育委員会から本年9月13日に発出された「緊急事態宣言延長に伴う対応について」は、現在も継続中です。それによると、一人の入所児童の発熱等によって他の入所児童の登校も停止しなければならないことがあります。

当施設は集団生活ですので感染の拡大防止は難しいことから、予防行動の徹底をお願いします。

5. その他

面会については、本年10月1日にお示した「面会制限の部分的緩和について」を継続します。

以 上